

地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の決定等）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を所定の受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めたときは、傍聴の制限を行うことができる。

（傍聴者の遵守事項）

第3条 傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1）静粛にし、議事の円滑な進行を妨げないこと。

（2）委員会における発言に対して批判を加え、可否を表明し、拍手をしないこと。

（3）みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。

（4）その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者が前項の規定に違反する行為をしたと認めるときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

（雑則）

第4条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年7月31日から施行する。